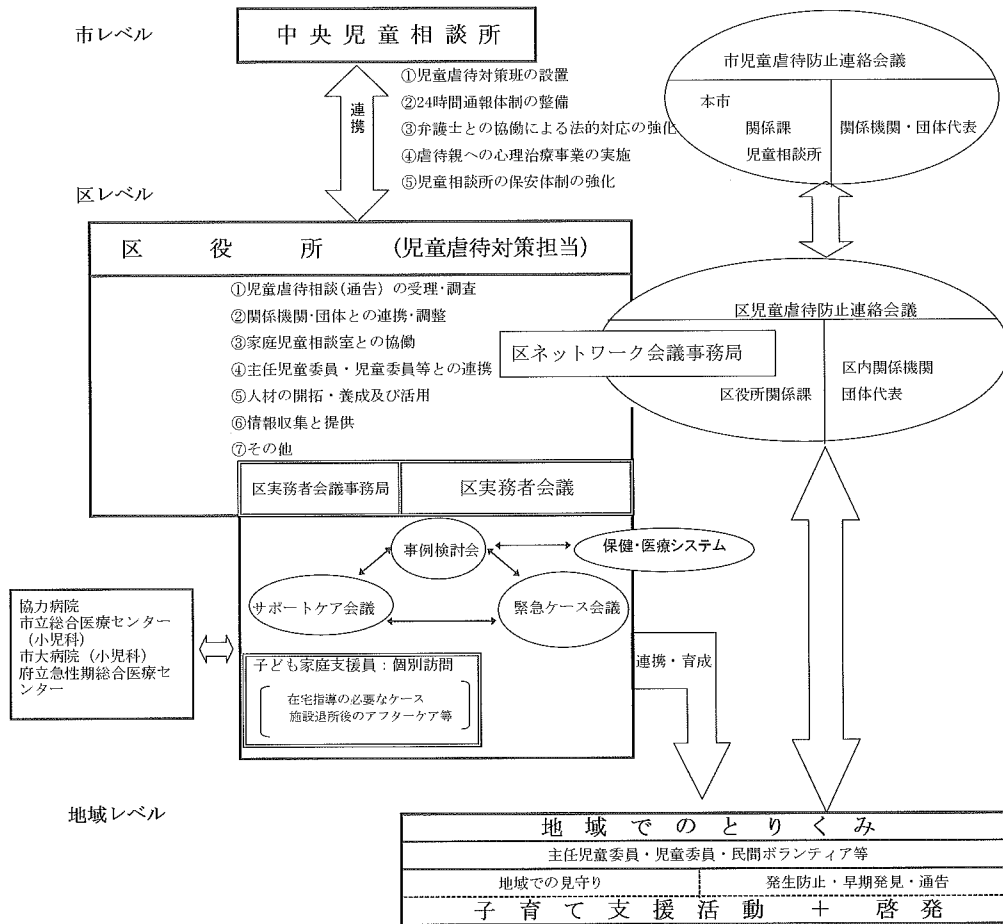
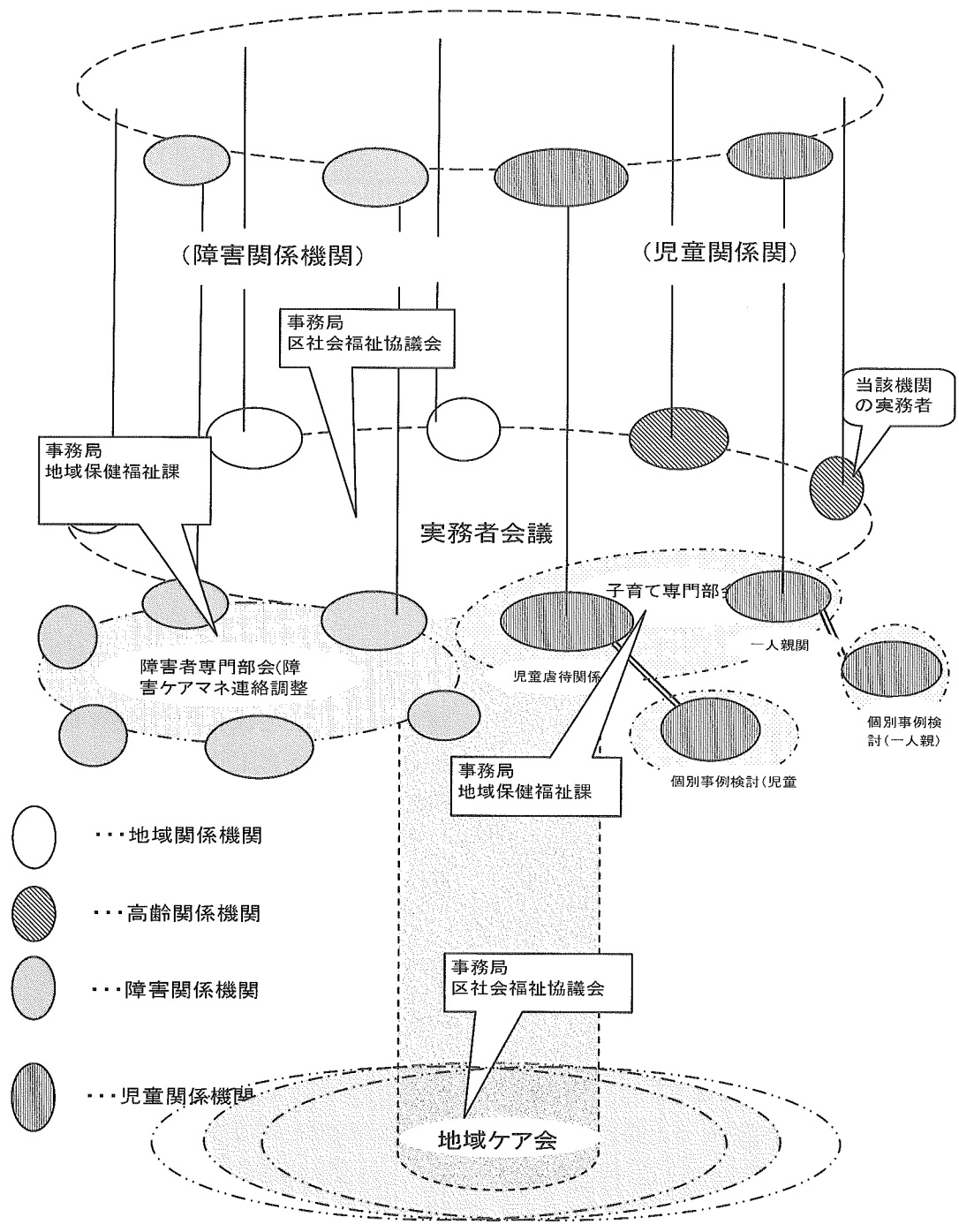


12. 大阪市児童虐待対策図

(虐待する親・虐待される子どもへの対応と虐待防止・啓発事業)





(1) グループカウンセリング

グループ名	実施場所	実施日	13年度		14年度		15年度		16年度	
			実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
スペースA	児童相談所	第2・4火	5	36	9	66	7	49	13	96
クッション	子育てしている相 談センター	第1・3月	9	71	17	117	32	181	23	155
合	計		14	107	26	183	39	230	36	251

(2) 個人カウンセリング

職 種	実施場所	実施日	13年度		14年度		15年度		16年度	
			実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
精神科医	児童相談所	第2・4火	7	25	6	38	10	51	14	41
心理職員A	児童相談所	毎 週 金	5	34	12	52	16	123	11	130
心理職員B	児童相談所	毎 週 木	6	48	19	90	18	93	16	92
小児科医	児童相談所	第2・4木	未実施				12	39	10	39
心理職員C	児童相談所	第2・4月					6	44	11	62
心理職員D	児童相談所	第2・4水					12	43	12	66
合	計						18	107	37	180

(3) 大阪府子ども家庭センターの在宅支援について

1) はじめに

大阪府子ども家庭センター（以下、「センター」という。）では従前から児童虐待対応に取り組み、専門職を中心とする組織体制を整備し、保健・福祉・医療との連携、さらに地域の虐待防止ネットワークの構築等を進めてきた。大阪府内で子どもが保護者による虐待で死亡する事件や、死亡に至らないまでも子どもが受傷する事件が起こっている。これらのうち、センターが関与していた事件を検証するなかで、センターの虐待についての認識、センター内の連携や進行管理体制など、センターにおける組織対応についての整理及び関係機関との連携についての整理を行い、「大阪府子ども虐待対応の手引き」を平成16年12月に改訂した。そのなかで、子ども虐待対応に関する基本原則として、虐待を受けた子どもとその家族に対しては、危機場面における介入や保護の判断を重視するだけでなく、虐待の発見から調査、評価、子どもの保護、子どもと保護者の治療・指導、家族再統合に至る長期的、総合的見地に立った対応が不

可欠であることを強調している。併せて、関係機関が連携し、各機関が持つ固有の役割と機能を発揮することにより、子どもと家族への多面的な対応を行うことを基本としている。

2) 在宅支援の対象

子どもの現状確認を行った後、子どもが在宅で生活が可能と判断するためには、以下のような条件を確認しながら、総合的に検討している。

- ・ 安全確認チェックシートにより、虐待の危険度が高くない。
- ・ 関係機関内で「在宅での対応を行っていく」との共通認識がある。
- ・ 同居の家族に子どもを守る人がいる。
- ・ 子どもが学校や保育所、幼稚園などの所属集団に毎日通っている。
- ・ 保護者が定期的に相談機関に出向くか、民生・児童委員、主任児童委員、保健センター職員、センター職員など関係機関の訪問を受け入れる姿勢がある。

(大阪府子ども虐待対応の手引きH16. 12月)

この条件は、在宅でモニタリングが可能であ

り、虐待の再発や子どもの安全を確実にキャッチできること、社会的サポートを行うことにより、子どもが生活していくうえで、一定の水準の環境を与えられるかどうかを基準としている。在宅で見守りを行いながら、親指導により虐待者の行動変容、虐待的環境の改善により、再発の防止を図ることが相談機関の役割である。親の指導、援助にあたっては、安全で安心した家庭でこそ、子どもたちが健全に育つこと、その場所を提供することが親の最も大切な役割であるにもかかわらず、親自ら子どもたちが健康に育つ権利を奪い、子どもの心を傷つけていることを認識できているかどうか、つまり「虐待」を認識できているかどうかを親指導の展開のための重要な鍵となる。そのためには、親が自らの行為「虐待」と向き合うことができるかどうか大きな要素となると考える。

3) 在宅支援の体制

平成12年4月、大阪府においては組織改革が行われ、従来の保健衛生部と福祉部が統合し、健康福祉部として新たなスタートをした。5月には、「児童虐待防止等に関する法律」が成立、11月より施行された。センターでは組織の強化策として同年度内に、家庭支援課に虐待対応総括主査5名を配置した。同時に、児童虐待等権利侵害の訴えに対し、必要な調査、相談及び調整を行うとともに関係機関と連携して、子どもの権利を保護する等子どもの最善の利益を図ることを目的として、医師や弁護士で構成される「児童虐待等危機介入援助チーム」が児童措置審査部会に設置された。これにより、医学的見地からの子ども及び親の援助や、法的対応の検討がより緻密に行えるようになった。

平成13年4月より、全センター(7ヶ所)に虐待対応課を創設するとともに、次長兼虐待対応課長および虐待対応総括主査の配置を行い複数対応の実施等、機関対応の徹底を図った。また心理職の配置を行い、子どもの治療および親のケアの視点も充実を図った。虐待対応課は、

①虐待通告の受理 ②立入調査、一時保護、施設入所措置、児童福祉法第28条等の法的対応 ③被虐待児童および家庭への在宅支援(モニタリングを含む) ④児童虐待関係の情報の収集ならびに広報・啓発等の業務を行うこととした。

通告・相談への迅速な対応や、立入調査・一時保護による初期対応、法的な対応により子どもの命と最善の利益を守ることを最優先としている。また、虐待相談のなかで、短期の一時保護を除き、長期に施設入所している子どもは全体の1割程度であり、9割が在宅のまま関係機関と連携し、モニタリングを中心に対応しているのが現状であり、在宅支援の多くは虐待対応課が担っている。非行や不登校、健全育成等の相談のなかで、虐待の視点での対応が必要な場合は家庭支援課、健全育成課がモニタリングを行っている場合もあり、すべてを虐待対応課が行っているわけではない。

また、通告を受け調査を行い、方針が決まり、親も今後の対応について理解し、定期的な面接等を受け入れていく場合には、虐待対応課から家庭支援課にケースを移していくことを原則としている。それは、虐待対応課が継続指導ケースを多く持つことが、通告に対して迅速な対応ができなくなる原因ともなること、また初期対応では少なからず、親と一時期は対立関係になることも多く、同じセンターではあるが、介入した者と援助をする者の顔を変える方が親にとっては援助を受け入れやすいのではないかという観点からである。

しかし、初期対応の際、職権で一時保護した事例や虐待の「告知」を受け入れられず、長期間攻撃的な姿勢が続き、次の段階に移行しない事例も多い。また、親が継続的な指導に応じるようになった時は、担当者で一定の信頼感もできているという一面もあり、担当が変わることへの抵抗をしめす場合もあり、虐待対応課から家庭支援課等に、原則どおりの移行ができていないのが現状である。

4) 在宅支援の考え方

在宅支援にあたっては、子どもの安全の確保が必須条件であり、大阪府ではアセスメントツール「安全確認チェックシート」を使い、的確なリスク判断を行ない担当者自身が進行管理の視点を持つとともに、機関として進行管理のシステムを構築していくことを目指している。もともと、センターは親からの相談に応じ、親と子どもが主体的に問題の改善に取り組めるよう非指示的・受容的な援助を行ってきている。虐待に対しても、虐待に至ってしまう親の事情や家庭内のストレス等、親の状況を十分理解し受容的に受け止めながら、虐待者の主体的な改善への援助を図ってきたと言える。しかし、虐待者である親自身に「虐待」の認識がなく、センターの指導・援助に非協力的な場合は、改善も遅々として進まず関わりの効果が期待できない場合が多く、早い時期に親に「虐待の告知」を行い、虐待は許されないことであることを明確にした上で、親とともに問題の解決や改善に向けて援助をしていく機関であることを示していく方針をとっている。

平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下虐待防止法という。）が施行され、虐待の早期発見・早期対応とともに、同法第11条に児童虐待を行った保護者に対し、児童福祉法27条第1項2号の措置が採られた場合は、同号の指導を受けなければならないことが規定され児童福祉司指導が大きく位置づけられたと言える。さらに、同条第2項で保護者が指導を受けないときは、都道府県知事が指導を受けよう勧告できるようになり、指導を受ける義務が強化された。これは、児童相談所に速やかな安全確認や必要に応じて一時保護を行う等子どもの命を守るための介入と、介入後の虐待をしてしまった親への指導を通して、親の虐待行為の改善を図り虐待の再発を防ぐための家族への援助というふたつの大きな役割を明確化したものである。

また、「児童虐待防止等に関する法律」が平

成16年4月に改正され、虐待が児童の権利侵害である基本的姿勢を明確にし、虐待の予防、早期発見から児童の自立支援および親子の再統合の促進までを国および地方公共団体の責務と明記した。併せて児童福祉法第28条承認により施設への入所措置を2年間の有期限とし、家庭裁判所が児童相談所の保護者指導措置を勧告する仕組みを導入した。法改正により、さらに児童相談所による親への指導が大きく位置づけられた。

このような状況を含めて、大阪府では、平成14年度から平成16年度の3か年にわたり、児童施設部会と子ども家庭センターでプロジェクト会議「被虐待児童の援助方策プロジェクト会議」を設置し、児童福祉施設に入所している被虐待児童および保護者への効果的な援助方法を確立するための議論・検討を重ねてきた。とくに、入所前後の援助（アドミッションケア）から入所後の援助（インケア）、家庭復帰に向けた援助（リービングケア）の各援助過程において、各々の役割に基づき、援助を効果的に継続的に行うための枠組み作りや方法を、多くのモデル事例の実践により検討し、①従来の「援助計画」に代わる「アドミッションケアから援助計画」②従来の自立支援計画の改訂版（施設提出分）③新たに施設とセンターが協議して策定する「アクションプラン」④効果測定のためのアセスメント指標の作成を行った。

平成17年度は、虐待対応課が担当する虐待を主訴とした入所ケースのすべてに「アクションプラン」を実施する方向で進めている。17年度中も施設とのプロジェクトを継続し、進捗状況のチェックおよび問題点・課題の整理を行い、より有効なものになるよう検討を進めている。当然、アクションプランを進めるなかで、親の変容・改善なくして親子再統合は実現せず、センターとして親にどのような援助ができるのかが大きな課題になってきている。

センターとしての組織的・統一的な取り組み

としては、上記した施設入所児および保護者への取り組みが先行しているが、虐待のメカニズムについて仮説をたて家族診断を行い、親指導の課題やアプローチ方法を考えていくことなど、親指導については在宅で指導していく場合と共通の課題も多いと考える。親子分離を必要とする施設入所の場合でも、在宅支援の場合でも親指導を始めるにあたって、原則として親に「告知」することを前提としていること、様々な制度を利用することによって家庭の安定を図り、親のストレスを少しでも軽減すること、親に援助者とともに改善していきたいという意欲をどう持たせることができるかなどから親対応はスタートしていく。施設に入所している場合でも、親の強引な引き取りや、面会・外出・外泊等のなかで、再び子どもが虐待を受ける危険性があることを十分認識しておく必要があるが、在宅の場合は、日常的にそのリスクを把握しておくことが何にもまして重要である。その意味では、在宅のモニタリングは様々な地域の資源を使いながら、援助の視点で見守ると同時に、親が虐待を抑止するための「抑止力」というふたつの側面があるといえる。在宅支援の場合、地域のネットワークでの連携が不可欠であり、地域の各々の機関で役割分担をしながら見守りを続けていくことになるが、センターは、「抑止力」という役割が大きく、いざというときには、子どもの福祉を最優先した「強権」を発動することを、状況に応じて親に説明しておくことも大切になってくる。ソーシャルケースワークの親指導はこの時点から始まっていると考える。

5) 指導の枠組みおよび実情について

相談を受理し、指導・助言を行ったケースは、①児童福祉司指導、②継続指導（1・2）、③助言指導（1・2・3）で処理している。

平成16年度の大阪府子ども家庭センターの虐待ケースの処理状況は、総処理件数4349件で、そのうち入所による処理が247件およ

び他機関への送致やその他処理が152件あるため、在宅および入所後に指導等を行った処理総数を3950件とする。ただし、この数は受付に対する処理であり、実人員ではない。3950件のうち①児童福祉司指導が33件で0.8%、②継続指導が522件で13.2%、③助言指導が3395件で86.0%となっている。継続して指導を行っているものは、児童福祉司指導と継続指導を合わせた555件の14.0%である。助言指導が86.0%と最も多いが、モニタリングを他機関に依頼し、必要に応じて情報交換や他機関への助言を行っているものが多くを占めている。その他は、親および子どもに、面接を2～3回程度親の面接を行っているものである。

児童福祉司指導については、平成12年11月に児童虐待防止法が施行され、翌年虐待対応課の創設時に、児童虐待防止法により保護者に指導を受ける義務および指導に従わない場合、知事の勧告を行うことを明記した虐待を理由の児童福祉司指導を行うものと虐待以外のものの2種類を作成し対応している。また、児童福祉司指導については、児童福祉法第28条の承認により施設入所した場合は、その保護者に対し児童福祉司指導を行うことを大阪府7センターで申し合わせている。2年後の家庭裁判所での更新の際も、児童福祉司指導を行った経過が児童福祉司の意見として裁判所に提出できるものとして行政処分である指導を行っていくことが大切である。

在宅での児童福祉司指導は、一時保護を「強権」で実施し、入所が適当であるとセンターが判断するも、保護者の同意が得られず、現段階では家庭裁判所への申立ても困難であり、保護者との取り決めを行い在宅で経過を見ざる得ない場合や、叩くなどの行為は認めるが虐待の認識がなく、在宅で支援を行うにあたって、かなりの枠が必要である場合が多い。児童福祉司指導と継続指導は、行政処分であるかどうかという大きな違いがあるが、センターで行っている

現状の指導の内容が両者で大きく違うというところではなく、児童福祉司指導として実施した方が望ましいと思われるものも多い。とくに、虐待相談の場合は、他の関係機関と比較して「抑止力」としての関わりがセンターに求められており、意識的に児童福祉司指導を実施し、介入も行うが援助も行う機関であることを早い時期に理解を得ておくことが大切である。

現在のところ、継続的な親指導のなかで指導プログラムなど具体的な内容については組織的に取り組んでいるものはない。それぞれの担当者が所内でS Vや「児童虐待等危機介入援助チーム」の医師の助言を受けながら、親のアセスメントを行い、援助プログラムを設定し対応している。担当者の個別な取り組みとして、ペアレンティングプログラムのような教育的アプローチやグループワークを取り入れたカウンセリングなど思考錯誤しながら試みているのが現状である。

平成13年度、14年度に「虐待する親への指導のあり方について」プロジェクトで検討してきたが、親への援助の動機づけまでにかかなりの時間をついやり、具体的な親の援助プログラムの段階にまでなかなか至らない事例も多く抱えていることがわかった。虐待する親をどのようなタイプやカテゴリーに分けられるかを検討し、センターと親との関係を軸に、①虐待者が虐待の事実を認めず、センターへの協力に同意しないで時には激しく対立する場合は、強い指導・介入を軸とした関わり、②虐待者が部分的には虐待を認めるが、センターへの協力についても表面的・部分的に同意を示す場合は、指導・教育・福祉的援助を軸とした関わり、③虐待者が虐待を認め、センターへの協力に同意する場合の指導・治療的接近を含む援助を軸とした関わりとの3つの姿勢とした。さらにセンターがどのように関わるかという目標設定を、①親としての養育に関する指導・援助、②親子の関係性に焦点づけた内的吟味への指導・援助、③虐待者自身の人生上の課題についての内的検討

とした。(ただし、この検討にあたっては、基本的には親と子を分離した場合と考えている。在宅と比べ子どもの安全が保障されている場合は、かなり親と真正面から対峙することができ、問題を提示することができる。)

14年度は事例の検討を行ってきたが、親子の関係性の見直しによって親(虐待者)の変容を目指すというアプローチについては、親の特性と課題のバラツキが大きく、援助に対する親の反応タイプやそれに基づくカテゴリーだけでは、援助の有効性や効果予測が難しく、より詳細な親のアセスメントが必要なこと、短期的な援助過程と長期的な援助過程で扱われる課題が変化していくことなど、今後も検討を要する課題が整理された。

6) 市町村との役割分担について

虐待を生む家族は多様で複合的な問題を抱えていることが多く、関係機関の連携による多面的な対応が必要である。関係機関は市町村児童福祉所管課、学校、幼稚園、保育所、保健所、保健センター、教育委員会、民生委員・児童委員、主任児童委員、病院、警察、児童家庭支援センター等にわたり、これらの機関により市町村域で虐待の早期発見、迅速・適切な対応を目的として児童虐待防止ネットワークを立ちあげている。そのほとんどは市町村が事務局を担当し、援助に必要な家庭に対しケース会議を実施し、参加機関はそれぞれの立場と機能を十分に理解し、問題に対する認識と目標を共有化したうえで、主担機関を定め、子どもの安全確認や保護者の生活や養育への援助等の役割分担を明確にし、当該家族へのネットワークによる対応を行っている。

そのなかで、センターは専門的行政機関として、重症事例(危険度・緊急度の高い事例)に関して中核的役割を果たすとともに、事例の評価、初期対応への支援、事例対応への助言、事例の進行管理についてのスーパービジョンの役割を果たしていく必要がある。

平成17年4月の改正児童福祉法の施行により、市町村が児童相談の第一義的な機関とされたこと、また児童虐待防止法の改正により新たに通告受理機関となり、通告から援助までを担う機関となった。児童相談所は従来の相談体制は維持しながら、「市町村の後方支援を行うものとして、市町村への技術的支援、助言、心理学的・教育的・社会的・精神保健上の判定およびこれに基づく指導、広域的見地からの実情把握、専門的な知識および技術を必要とするものに依る」としている。

大阪府では、市町村児童家庭相談援助指針「相談担当者のためのガイドライン」を作成し市町村に提供し、センターとの役割分担等調整を図った。市町村からセンターへの事例の送致、センターから市町村への援助依頼という形で事例を移行し、管理責任も明らかにしていくことになるが、とくに虐待ケースは事前の協議が必要であり、今後も検討を要すところである。

在宅支援の体制では、センター内での事例の移行について述べたが、センターで相談受理した事例で、親に相談に対する動機づけがあり、養育スキル等の修得により改善できるものや、子ども、家庭に対する短期的な援助あるいは長期的な受容、見守りにより問題の改善が見込まれるものについては、市町村と協議のうえ、援助依頼し相談の主体を市町村に移行していく形を今後は取っていくことになる。親に相談する動機づけのないもの、親に定期的な面接や指導を行っていても場合によっては一時保護、施設入所措置の検討を要する事例については、市町村は通告・相談を受けても、センターに送致、或いは協同で対応を進めていくこととしている。

しかし、事例によって、虐待という相談の特殊性から市町村が身近で相談に行きにくい場合もあり、親自ら相談意欲のある事例をすべて市町村にというわけではなく、相談者のニーズにあわせながら対応している。また、市町村に家庭児童相談室が設置されており機能している場

合は、上記を基本に役割分担していくことになるが、通告受理から協同して行うことが必要であり、在宅支援にあたって幅広い対応をしているのが実情である。（西本美保）

（4）児童相談所における在宅支援についてのまとめ

児童相談所が取り組んでいる虐待家族に対する在宅支援については、神戸市、大阪市は政令指定都市、大阪府は7カ所の子ども家庭センターが、各々数カ所の市町村を所管するという大きな違いがある。神戸市、大阪市では児童相談所、区、関係機関という枠組みを比較的明確にし、各区においてネットワークを形成し、児童相談所が提供する支援、区がサービス提供の調整を行う支援という位置づけを設け、対象者は、要支援～軽度虐待へのグループカウンセリング、中度～重度虐待については、個別カウンセリング、そのほか集団になじみにくい人については程度に関わらず個別カウンセリングを行っているという特徴が見られた。

一方、大阪府では、法改正を受けて、市町村との役割分担や、市町村支援のあり方について、今後の検討課題とされており、具体的ルール化等はできていない。

また、親支援については、「虐待する親への指導のあり方について」プロジェクトで検討を行ったものの、「親の特性と課題のばらつきが大きく、援助に対する親の反応タイプやそれに基づくカテゴリーだけでは、援助の有効性や効果予測が難しく、より詳細な親のアセスメントが必要なこと、短期的な援助過程と長期的な援助過程扱われる課題が変化するなどから、親支援プログラムとしての実施は行われておらず、各センターにおいて個別的に支援を行っている。

また、在宅による親支援について、支援の前提として、児童の安全確保とともに親の認識、相談への動機付けが大きく影響しているという指摘もされた。

保護者との関係では、従来から課題としてあげられているが、介入的・強権的対応と、受容的・支持的対応を同じ職員が担当することの難しさがあげられ、ともに児童相談所が扱う場合も内部的に担当者を替えるなどの工夫を行っていることが示された。

2. ベテラン児童福祉司に対するフォーカスグループインタビュー調査

(1) 調査の目的

本調査は、在宅支援担当の児童福祉司が、家族支援の実践より感じている「家族維持に必要な要素」と「家族維持のために、援助者がすべき援助」についての意見を抽出する事を目的としている。また調査結果は、次段階におこなう全国児童相談所の在宅支援担当児童福祉司に対する質問紙調査の質問紙項目作成に用いた。

(2) 基本的概念の定義

本調査にて基本的な概念である「家族維持」について、Goldstein, Freud, and Solnitz (1973) の「子どもの最善の利益」の考え方を基本とし、「家族維持」の定義として「子どもが現在の家族から分離（措置）されず、家族と共に暮らしていける状態」（分離されなくてもよい状態）として、インタビュー参加者に提示した。また、家族再統合のケースとは区別して考えてもらうため、「一時保護は除く」とした。Schuerman ら (1994) の米国での Family Preservation に対する大規模調査の結果にも見られるように、すべての措置の予防のみ集中するのではなく、一時保護などの短期の親子分離は子どものリスクをコントロールし、危機介入として有効であるとの結果もふまえ、一時保護はここでは除いた長期的な措置の予防を「家族維持」とし、参加者にはインタビューに答えてもらうこととした。

(3) 調査の方法

1) フォーカスグループインタビューについて
本調査は、フォーカスグループインタビュー（以下 FGI）の手法を用いた。FGIは、参加者と直接関わり「ありのままの表現」を得られること、グループでの相互作用を通して、より広範でまとまったデータが得られる、より潜在的な意見が得られるなどの特徴がある。以上の特徴を加味した結果、グループのダイナミクスを利用して、日頃の実践を通して児童福祉司が思っている「家族維持」に対する潜在的な意見を効率的に抽出できると考えた。

2) 調査対象者

調査対象者は、阪神地方の3ヶ所の児童相談所に勤務し、児童虐待ケース在宅支援を担当経験が比較的多い児童福祉司を対象者の条件として、各児童相談所の代表者を通してリクルートを行った。1回目、2回目共に7名が参加した。なお、参加者が勤務する児童相談所のある都道府県は、すべて福祉職については専門職採用を行っている。

3) 参加者の属性

①性別、年齢については表1を参照

②児童福祉司になってからの経験年数

最も長い参加者で14年6ヶ月、最も短い参加者で2年7ヶ月、平均年数はおおよそ7年11ヶ月であった。平成13年度の厚生科学研究によると、全国児童福祉司の平均勤務年数は、4.5年であるため、インタビュー参加者は比較的児童福祉司としての経験が豊富だといえる。

③社会副領域勤務の経験年数

最も長い参加者で34年6ヶ月、最も短い参加者で10年5ヶ月、平均年数はおおよそ22年6ヶ月であった。

④児童福祉司の前の職務

8人のうち3名が生活保護ケースワーカーの経験があった。他、青少年指導室、障害福祉担当、一時保護者指導員、救護施設指導員などの経験があった。

⑤今まで関わった児童虐待ケース数、今まで関わった在宅支援ケース数

表1を参照

⑥大学での専門

社会福祉学専攻が4名、心理学が2名、法学1名であった。

⑦資格の有無

社会福祉士を所持している人は2名、社会福祉主事を所持している人は1名だった。

4) 調査方法

インタビューは、2005年11月19日、2006年1月7日の両日とも土曜の午前中に計2回行われた。いずれも1時間半で、大学の教室を利用して行われた。2回のインタビューとも飲み物とお茶菓子を用意し、なるべくリラックスして自由に意見を話せる雰囲気づくりに努めた。進行については、2回ともインタビューフロー(表2参照)を事前に作成し、司会者がインタビューを誘導することを制御した。また観察者が同席し、参加者の発言内容、非言語的コミュニケーションを記録し、インタビューフローに沿って進行を行っているかをチェックした。また、すべての会話は、ICレコーダー及びテープレコーダーにて録音、DVDカメラでの録画を行った。

倫理的配慮として、インタビューの録音・録音について事前にインタビュー参加者に了承を得た。またインタビューで得られた情報は個人が特定される形で外部に漏れることがないことを事前に説明し、インタビューの中での発言について参加者間での守秘義務についても確認をとった。

5) 分析方法

分析の手順

① 第1回目の手順

第1回目のインタビューについては次の手順で分析を行った。調査者はインタビューの録音・録画データ(メンバーの非言語の反応)の内容をすべて書き起こし、精度の確認を行った(録音2回、録画2回)。その後、調査者はデータを何度も読み、FGIでのインタビュー質問を基礎としたこの調査の6つの基礎枠(1. 家族が家族維持のために必要とする要素、2. 家

族維持を阻む要素、3. 家族が家族維持するためにワーカーが提供するサービス、4. 家族が家族維持するためにワーカーがすべき行動、5. 家族維持のための援助を行う際の障害、6. 家族維持のための援助に必要な要素)に沿ってデータをそれ自体で有益であるような最も少ない情報量を含んだ単位に単位化した後、その単位をその内容を最も端的に表すようにコード化し、カードに書き写す作業をおこなった。次に、調査者と観察者および児童福祉を専門とする大学院生複数名により、主となる質問項目である「1. 家族維持のために必要な家族がもつべき要素」、「2. 家族維持のために援助者が行うこと」、「3. 家族維持のための援助の際に必要なもの、障害となるもの」のそれぞれにおいて内容を同じくするカードをまとめ、カテゴリー化する作業を行った。結果、最終的に「1. 家族維持のために必要な家族がもつべき要素」においては、8カテゴリー、「2. 家族維持のために援助者が行うこと」においては11カテゴリー、「3. 家族維持のための援助の際に必要なもの、障害となるもの」においては10カテゴリーとなり、カテゴリーにその内容を代表するようなカテゴリー名をつけた。

② 第2回目の手順

2回目のインタビューにおいては、1回目のインタビュー分析の結果を参加者全員に配布し、カテゴリー名が発言内容を正しく反映しているか?訂正および補足することはないか?を尋ね、第1回のインタビュー結果を基にして、更なる意見抽出を試みた。第2回目のインタビューで得られた発言内容についても、第1回と同様にインタビューの内容(録音、録画、及び観察データ)をすべて書き起こした後、データの精度を確認(録音2回、録画2回)した後、第1回と同じ6つの基礎枠に沿って、データを単位化したのち、コード化を行った。コード化された情報単位はカード化され、第1回の分析のカテゴリー分けの結果を元に、第1回のカテゴリーに含められる場合は、第1回のカテゴリー

に含み、今までのカテゴリーに属さないものについては、新しくカテゴリーを生成するか、元のカテゴリー名を改称した。

6) 妥当性確保について

本調査においては、質的調査としての妥当性を確保するため、次のような手続きをインタビュー進行および分析プロセスのなかに含めた。インタビュー進行に関しては、2回のインタビューともインタビューの流れをインタビューフローとして事前に設定し、データ収拾に意図的な偏りがでないような進行を試みた。次に2回のインタビューとも観察者が同席し、内容を記録すると同時に、調査者のインタビューの進行がフローから逸れていないかをチェックし、インタビュー後には、調査者とともインタビュー進行に関するディブリーフィングを行い、意見抽出に対して意図的な操作がなかったかどうかの確認を行った。分析に際しては、Respondent Validationとして、第三者の判断を通じて調査者の分析結果の妥当性を高めるため、観察者を含めた児童福祉領域を専門とする調査協力者に分析のプロセス全般に参加してもらった。さらに、member checkingとして、第1回目・第2回目の分析結果を参加者に提示し、参加者の意見が反映されているか検討してもらう手続きを踏んだ。

7) 調査結果

全2回のインタビューを踏まえた結果として、「1. 家族維持のために必要な家族がもつべき要素」においては、10カテゴリー、「2. 家族維持のために援助者が行うこと」においては13カテゴリー、「3. 家族維持のための援助の際に必要なもの、障害となるもの」においては15カテゴリーとなった(表4、5、6参照)。

8) 考察

全2回のインタビューを経て、それぞれ抽出されたカテゴリーについて以下の考察をおこなった。(カッコ内は、抽出されたカテゴリー名を記す)

①家族維持のために必要な家族が持つべき要素

家族が持つべき要素について問われた際、当初、参加者から、「保護基準について話し合う機会はいままで多くあったが、あえて家族維持のために必要な要素を話し合うのは初めてだ」という声があがり、「子どもに対するリスク」や「養育における最低基準」など、保護基準の裏返しとも取れるような意見が多く見られた。しかし、これまでのケースなどを振り返りながら話を続けるうちに、従来の保護基準とは少しはなれた多様な意見が聞かれた。また、たとえリスクが存在していたとしてもそれを緩和するだけの要因(「リスクに対する緩和要因」)を子ども、親、家族、周囲の親族が持っていることで、家族維持が可能になると考えるような意見も見られた。リスクに関する要因(「子どもに対するリスク」、「リスクに対する緩和要因」)や養育基準に関する要因(「養育における最低基準」、「基本的な養育能力」)以外のものでは、親子の愛着関係や夫婦間の関係などの「家族内の関係性」(「安定した家族関係」)に関するもの、また家族が地域に受け入れられ、その資源を活用できることなど「地域との関係性」(「地域の家族に対する受け入れ」、「子どもに対する地域の支援」、「地域の資源の活用」)及び「地域の資源、支援力」(「家族を支援するだけの地域の力」)に関するもの、そして「児童相談所も含めた援助者との関係」(「援助者との関係要因」)に関するものがみられた。この結果で特徴的であったのは、家族が持つべき要素とはいえ、地域が家族維持を支援してくれるか、地域に支援するだけの力があるかなど、家族が置かれている環境がもつ要因もカテゴリーとして抽出された。インタビューの中でも、地域によって支援に対する力(ネットワークや人的資源など)も地域間格差があり、家族維持に大きく影響を与えているとの意見も出た。関係機関の中には、スーパーバイズ機能がなく担当する援助者によってその援助の質が違うという意見もあった。家族自身に働きかけるだけでなく、これら家族の周囲(とくに地域)に対し

て働きかけることも家族維持のために重要であると考えられる。

②家族維持のために援助者が行うこと

全部で13カテゴリーが抽出された。これらのカテゴリーは大きく分けて、ア. ケースワークの流れの要素（「アセスメントから具体的な援助計画を立てる」、「援助計画の見直しから終結の判断」）、イ. 親子の心理面への働きかけ（「親へのカウンセリングサービス」、「子どもへのカウンセリングサービス」）、ウ. 強制的介入による指導の枠付け（「児童福祉司指導〔2号措置〕という枠組み」、「親との対峙」、「介入や援助のタイミングを図る」、「児童福祉司による継続的定期的接触」）、エ. 関係機関に関する要因（「関係機関を媒介にしてケースに働きかける」、「連携機関への働きかけ」）の4つに分かれた。

児童福祉司の役割の特徴として、「児童福祉司指導」をつかった介入を効果的に使うという点が、インタビューの中でも多く意見が聞かれた。また児童相談所が直接介入していないケースの場合は、関係機関を通じて情報を収集し、間接的にリスクをモニタリングし、どのように家族に接してもらうかの指示を通して家族をサービスにつないでもらうことも多い。そのため、児童相談所と関係機関と「何が足りなくてどんな援助をしていったらいいのかを具体的に考える」必要がでてくる。児童相談所の立場を関係機関に説明し、関係機関の家族との接し方について細やかな助言を行うことも児童福祉司が家族維持のために行う重要な行動であると考えられていることもインタビューの中の意見から見られた。

③家族維持のための援助の際に必要なもの・障害となるもの

カテゴリー抽出する際に、2)「家族維持のために援助者が行うこと」との分類が困難ではあったが、インタビュー参加者の発言内容の本来の意図を確認し、家族維持の援助のために必要となる基本的な態度や理念、体制などを中心

にまとめた。また、現時点で参加者たちが現場で感じている援助をする際に困難となっているもの、障害となっているものについての意見についてカテゴリー抽出を行った。これらのカテゴリーを大きく分類すると、ア. 児童相談所の体制やその方針によるもの（「過重な担当ケース数」、「人事異動」、「夜間・土日に対応できない」、「職務の不明確さ」、「児相の強制力の限界」、「ワーカーの資質」、「指導という一方的な形式」、「実践に対する振り返りや評価」）、イ. 援助のあり方に関するもの（「具体的支援の必要性」、「援助を心理的な援助に偏重してしまう」、「ストレングス視点」、「強制的介入から援助への切り替えへの難しさ」、「援助関係を結ぶことの難しさ」）、ウ. 虐待対応システム全体のあり方に対するもの（「児相に対するイメージのゆがみ」、「虐待の定義のあいまいさ」）、エ. 関係機関に対するもの（「機関の人的資源の質の格差」、「資源の欠如」）などがあった。

児童相談所は児童虐待対応の中心であり専門機関としての役割を持ちながらも、ほとんどの在宅支援ケースでの直接的な援助および具体的な援助に関しては、学校、保健所、福祉事務所が行っていくという役割分担が築かれつつも児童相談所内部の体制や児童福祉指導を中心とした援助の位置づけ、市町村を通して提供されるサービスのケースマネジメント体制などにさらに整備が必要であることが浮き彫りにされた結果であった。

また、虐待そのものに対して、「何に対してどのような援助をしていくのか？」という議論についても、インタビューの参加者間でも意見の多様性が見られ今後議論を続けていく必要性があると思われる。

本結果は、阪神間の児童相談所の児童福祉司の1グループに対して行ったFGIに基づく結果であり、今回のFGI参加者のすべてが専門職として採用され、児童相談所以外の福祉領域での経験があること、経験年数及び経験した児童虐

待ケースが多いこともこのグループの特異性であり、その一般化には限界がある。インタビューでは、本来意図していたとおり、メンバーの発言内容が互いに刺激しあい、多様かつ日ごろの実践の場で感じている潜在的な意見を抽出することができたと考える。なお、本分析結果については本年度末より実施する質問紙による「児童相談所における児童福祉司による児童虐待ケース在宅支援の実態および意見調査」の質問項目作成に反映させている。さらに次年度予定している児童相談所における在宅支援ガイドライン作成のための基礎データとして活用する予定である。

インタビュー後のフィードバックとして、「他の児童相談所でのとりくみが聞けてよかった」「現場で感じていることが共有できてよかった」「具体的ケースを離れて虐待について感じていることについて自由に話し合えてよかった」「もやもやした問題意識が整理できた」などの意見も上がった。今後も現場を担っている実践者が議論重ね、それを施策につなげる試みの必要性和重要性が明らかとなった。今後の質問紙調査との結果も踏まえ、今後の施策への提言に活用する予定である。(畠山由佳子)

3. 全国の児童福祉司による児童虐待ケース在宅支援の実態及び意見調査の実施概要

(1) はじめに

児童相談所が取り扱う児童虐待在宅支援ケースの割合は前ケースの8-9割であるといわれているが、その支援の実態については、「親支援」という枠組みのなかで調査報告がされているものは見られるが(加藤、2005)、親も子ども含めた「家族」を援助の対象として児童相談所がどのように援助を展開しているのかという視点から調査を行ったものは少ない。本調査では、Goldstein, Freud, and Solnitz (1973)の「子どもの最善の利益」に対する考え方を参考として、「家族維持」(家族保持や家庭維持と表現する場合もあるが本稿では、「家族

維持」として統一する)を目的とした「家族中心の実践(Family Centered Approach)」(A Service of Children's Bureau, 2000)が日本の児童相談所を中心とした在宅支援の中でどのように行われているのか、またその概念を在宅支援を担当とする児童福祉司はどう捉えているかを実態調査および意見調査の形で明らかにすることを目的としている。

なお本調査は2006年2月の現段階において、質問紙発送が終了した段階であり、その分析結果については次年度の報告書にて報告する予定である。

(2) 家族中心アプローチ(Family Centered Approach)

家族中心アプローチとはエコロジカルアプローチを元として「家族を援助の中心と据える」ソーシャルワーク実践の概念枠組みである(芝野、2001)。HartmanとLairdは、「人間は、自分が一部となっている密接で強力な人間同士のシステムによってのみ理解され、援助される(Hartman&Laird, 1983, p4)」と説明し、援助の焦点に家族という人間の集合体としてのシステムを据えることの重要性を訴えた。PecoraらによってこのFamily Centered Approachは次の4つの要素で説明されている。①エコロジカルな視点；人の行動や社会的機能を生態学的な視点、②コンピテンス中心の視点；子どもや家族が自分自身や周囲の環境に対して影響をもたらさうる「力」を促進させるような実践に重点を置く視点、③成長・発達の視点；子どもの成長・発達による変化を軸に家族を見つめる視点、④パーマネンシー・プランニング思考；子どもにとって物理的にも心理的にも安定した「永久的」と感じられる環境、とくに「家庭」という環境を大事にしていこうという考え方、である(芝野、2001)。米国では、1997年のthe Adoption and Safe Families Actにて具体化されている。その法令には、「子どもの安全が確保されるとき、家族を強化し維持することが子どもの健康的な発達をもたらすためには最適

な方法である」と書かれている (National Child Welfare Resource Center for Family-Centered Practice, 2000)。

(3) 調査の対象

全国の児童相談所の児童虐待ケースを担当する児童福祉司または担当が決まっていない場合は、児童虐待在宅支援ケースに関わっている児童福祉司を各児童相談所5名ずつを対象とし、全国児童相談所(支所も含める)197ヶ所に質問紙を郵送した。実際は、全数調査として全国の児童虐待在宅支援担当児童福祉司すべてに行うつもりであったが、各児童相談所によって在宅支援の体制(担当がいる、在宅支援担当課がある、地域担当が地域別に在宅支援を担当している、他)がさまざまなことが想定されること、及び各児童相談所に対象となる児童福祉司が何名いるかが把握できていないため、研究班で協議の結果、各児童相談所所長宛に質問紙を送付し、該当する児童福祉司最大5名に質問紙を配布してもらうこととした。なお5名という人数も都市部の大規模な児童相談所を想定した場合、該当者の概ねの人数として適切であると考

えた。また、実際の該当者(母集団)の数についても質問紙の中に尋ねる質問を付け加えている。

(4) 調査方法

郵送法による質問紙調査を行った。質問紙は5人分を各児童相談所にまとめて郵送し、回答者が個別に返送してくる形をとった。

(5) 実施期間

2006年2月1日～2月28日

(6) 質問項目

前掲の「児童福祉司に対するフォーカスグループインタビュー調査」および市町村在宅支援実践者に対するフォーカスグループインタビュー(FGI)調査(畠山、2006a)、及び家族中心アプローチに基づいた在宅支援の取り組みの久しい米国の在宅支援専門ワーカーに対する FGI 調査(畠山、2006b)の結果、および文献研究により抽出された「家族中心アプローチ」および「家族維持」の概念を基本とした項目により構成されている。(実際の質問紙を末尾に添付)

(畠山由佳子)

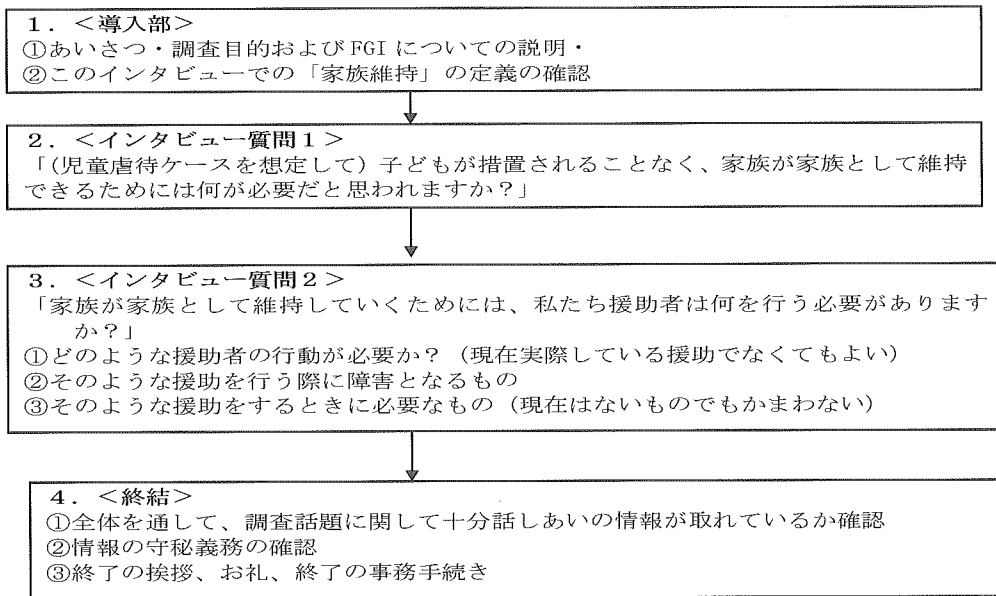
表1. インタビュー参加者の属性

性別	年齢	児童福祉司としての経験年数 *1	社会福祉領域勤務の経験年数 *2	今まで関わった虐待ケース数	今まで関わった在宅ケース数
女	30代	13年6ヶ月	17年6ヶ月	100	95
男	50代	6年8ヶ月	26年8ヶ月	300	250
女	50代	14年6ヶ月	34年6ヶ月	180	—
男	30代	3年5ヶ月	10年5ヶ月	200	20
女	40代	8年	18年	100	70
女	40代	2年7ヶ月	23年7ヶ月	100	70
男	50代	7年	27年	200	150

*1 平均約7年11ヶ月 *2 平均約22年6ヶ月

表2 インタビューフロー<参加者に対しても配布>

第1回目



第2回目

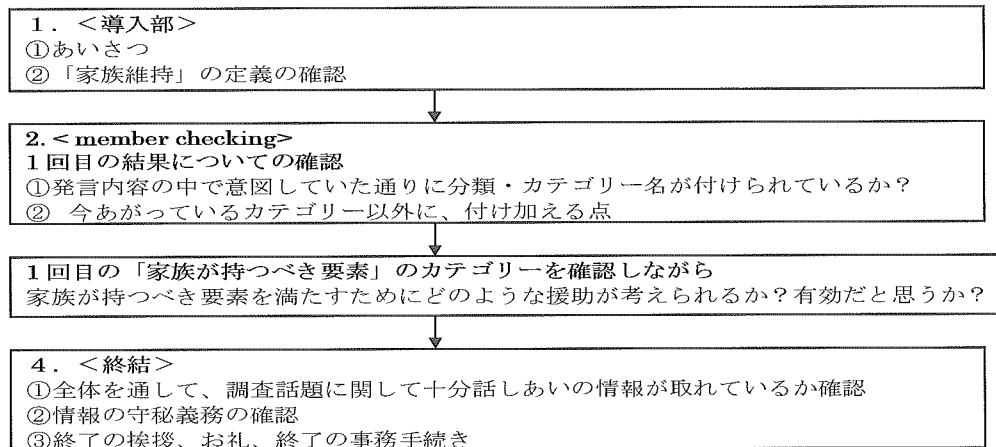


表3 第1回インタビュー分析結果

基本的枠	カテゴリー
<p>1. 家族維持のために必要な家族がもつべき要素</p>	<p>1. 地域の家族に対する受け入れ 2. 援助者との関係要因 3. 地域の資源の活用 4. 援助に対する家族の受け入れ 5. リスクに対する緩和要因 ①子どもが持つ緩和要因 ②親が持つ緩和要因 6. 子どもに対するリスク ①リスクの種別 ②生命の危険 7. 養育における最低基準 8. 親子の愛着関係</p>
<p>2. 家族維持のために援助者が行うこと</p>	<p>1. アセスメントから具体的な援助計画を立てる 2. 介入や援助のタイミングを計る ①強制介入のタイミング ②援助のタイミング 3. 援助計画の見直しから終結の判断 4. リスクに対するモニタリング 5. 親へのカウンセリングサービス 6. 子どもへのカウンセリングや心理判定 7. 児童福祉司指導（2号措置）という枠組み 8. 親との対峙 9. 児童福祉司による継続的定期的接触 10. 関係機関を媒介にしてケースに働きかける。 11. 関係機関への働きかけ</p>
<p>3. 家族維持のための援助の際に必要なとなるもの、障害となるもの</p>	<p>1. 児童相談所の体制 ①過重な担当ケース数 ②人事異動 ③夜間・土日に対応できない 2. 具体的支援の必要性 3. 援助を心理的な援助に偏重してしまう 4. 指導という一方的な形式 5. 資源の欠如 6. ワーカーの資質 7. ストレングス視点 8. 実践に対するふりかえりや評価 9. 援助関係を結ぶことの難しさ 10. 強制的介入から援助への切り替えの難しさ</p>

表4. 家族維持のために必要な家族がもつべき要素

		具体的内容
1. 地域の家族に対する受け入れ		地域の資源がその家族が維持していくことを支援し、資源を活用させてくれる。
2. 子どもに対する地域の支援		親を代替する支援が地域の中にあり、子どもを支えてくれる。
3. 家族を支援するだけの地域の力		地域の中に、人的資源やネットワークなど家族を支援するだけの力が備わっている。
4. 援助者との関係要因		家族が児童相談所も含めた援助機関との関係がもて援助を受け入れる。家族が過去に児童相談所の介入を経験しており、それがプラスに働いている。
5. 地域の資源の活用		家族が地域の資源との接点を自ら保ち、活用することができる。
6. リスクに対する緩和要因	6-1. 子どもが持つ緩和要因	子どもが自分自身のみを守れる年齢である、または能力がある。
	6-2. 親が持つ緩和要因	虐待者に自分が虐待をしている認識があり、自らの行動をコントロールする力がある、または危険なときはSOSを外に発信できる。
	6-3 家族の持つ緩和要因	家族の中に子どもを守る人がいる
	6-4 家族を守る親族がいる	家族を見守り手伝ってくれる健康な親族がいる。
7. 子どもに対するリスク	7-1 リスクの種類	性的虐待などの措置が原則の種別の虐待ではない。
	7-2 生命の危険	直接子どもの命に危険がない。
8. 養育における最低基準		衣食住が確保できている。経済的基盤がある。極端に不衛生な状況ではない。
9. 基本的な養育能力		親に子どもを養育していただくだけの基本的な生活能力及び養育能力がある。
10. 安定した家族関係	10-1 親子の愛着関係	子どもと親の愛着関係がある。
	10-2 安定した夫婦関係	夫婦間の関係が安定している。
	10-3 健康的な親子関係	親が子どもは自分のものではないという子どもと自分の区分けをもっていること。

表5 家族維持ために援助者が行うこと

カテゴリー名		具体的内容
1. アセスメントから具体的な援助計画を立てる		児童相談所が家族と地域のサポートをどう結び付けていくのかをアセスメントから具体的に援助計画として設定していく。
2. 何を効果的に援助に使うかを見極める		家族の援助に対して、何が効果的なのかを見極め、使える手を探し出しだしていく。
3. 介入や援助のタイミングを図る	3-1 強制介入のタイミング	絶えず情報を収集し、児童相談所が表に出て介入できるタイミングを逃さない。
	3-2 援助のタイミング	家族が困っているポイントや援助を求めているタイミングを逃さず、必要な援助を提供する。
4. 援助計画の見直しから終結の判断		援助の期間を設定し、期間がくれば経過を評価し、経過がよければ終結する。
5. リスクに対するモニタリング		地域の資源につないだ後も、常に楽観的でも悲観的でもない中立な立場で子どもに対するリスクを定期的に評価する。
6. 親へのカウンセリングサービス		親の心理的な面に働きかけるために、カウンセリングサービスにつなぐ。
7. 夫婦関係の調整		夫婦の力関係をみながら、関係を調整していく。
8. 子どもへのカウンセリングや心理判定		子どもを児童心理司等にカウンセリング及び心理判定してもらうことで、保護者に子どもの状態を知ってもらったり、子どもの心理状況を把握する。
9. 児童福祉司指導（2号措置）という枠組み		児童福祉指導（2号措置）を枠組みとして、親に自分の行為は虐待であることを認知させ、援助が必要であることを理解させる。虐待の禁止についても誓約書を書かせ、定期的に通所してもらう。
10. 親との対峙		親に対して、親が行っていることは虐待であると告知し、変化が必要であることを告げる。告知の仕方はケースによって工夫する。 虐待の禁止の誓約を破った場合には、どのような結果が起こるかについても明確にする。
11. 児童福祉司による継続的定期的接触		児童福祉司により、面接及び電話で親に定期的に接触する。
12. 関係機関を媒介にしてケースに働きかける。		すでに家族と関係を持っている関係機関から家族に関する情報が常に入ってくる状態にしておく。保護者とつながった関係機関に保護者が必要としているサービスにつないでもらえるように、依頼しておく。関係機関が自分たちの特性を生かした形で家族に関わってもらう。
13. 連携機関への働きかけ		関係機関による家族の見方や子どものリスクに対する判断の差を、繰り返しケースについて協議を重ねることによって埋めていく。虐待と違って片付けるのではなく、「何が足りなくてどんな援助をしていったらいいのか」ということを関係機関とともに具体的に考える。関係機関に児童相談所としての視点や立場を繰り返し説明していく。関係機関に対して家族との接し方について助言を行う。

表6 家族維持のための援助の際に必要なもの、障害となるもの

1. 児童相談所の体制	1-1 過重な担当ケース数	担当ケースが多すぎて、1人のクライアントに避ける時間がない。外部のカウンセラーと連絡調整できる時間がない。
	1-2 人事異動	人事異動で担当が短期間で替わってしまう。
	1-3 夜間・土日に対応できない	夜間や日曜に対応ができず、サービスにつなげてサービス提供時間に家族がアクセスすることができない。
	1-4 職務の不明確さ	家族支援サポーターの役割に位置づけが不明確である。カウンセリングサービスを本来の目的ではなく、子どもの安全の見守りとしてつかってしまっている。児童心理司指導という位置づけがない。
2. 児相の強制力の限界		児童相談所には司法（家庭裁判所）がもつほどのパワーが親に対してない。
3. 児相に対するイメージのゆがみ		地域の機関は「施設に行けば子どもが幸せになる」という幻想を抱いている。児童相談所は虐待に対してものすごいパワーと権力を持っていると思われる。虐待事件が起こったとき、児童相談所だけが責任をとられる。
4. 具体的支援の必要性		サービスにつないでも家族に交通費がなくてアクセスできない場合もある。虐待ヘルパーの派遣制度が必要である。家庭の中に入って、家族が困っている具体的なことを支援することが必要である。
5. 援助を心理的な援助に偏重してしまう		虐待をすべて心の問題に捉えてしまい、カウンセリングだけですべて解決できると考えるような傾向がある。具体的な生活上の問題があるため、カウンセリングサービスにつながらない。担当ケースワーカーとカウンセラーの認識が違う。
6. 指導という一方的な形式		援助計画策定に当事者を含めず、指導という一方的な形式をとってしまう。
7. 資源の欠如		地域の子育て支援がニーズに切れ切れていない。ワーカーが活用できる資源が乏しすぎる。家族のニーズに応えるサービス提供体制が組んでいない。親子で入所でき、親子のかかわりを学べる施設も必要である。
8. ワーカーの資質		ケースワーカーには何も専門的な技能や技量がない

9. ストレングス視点	家族のリスクだけではなく、ストレングス視点を用いて、安全もアセスメントすべきである。それぞれの人が家族が持っている最大限の力を引き出すように働きかける。一つのことにとらわれて家族にとって重要な他の要素を見落としてしまわないようにする。
10. 実践に対するふりかえりや評価	過去のケースを振り返り、虐待の程度や種類によって意思決定要因がどのように違うのか整理する必要がある。
11. 援助関係を結ぶことの難しさ	重篤なケースでは、親子の調整の予知がないこと。夫婦関係に対するアドバイスをするためにはそれだけの関係を親と築かなくてはならない。親と信頼関係を結ぶことは難しく、関係がうまく行かないケースにはそれだけで時間をとられてしまう。
12. 強制的介入から援助への切り替えの難しさ	虐待を親に認知させるだけで時間がかかる。強制介入的な部分から家族維持に対する支援の部分の役割を切り替えることは難しい。
13. 機関の人的資源の質の格差	地域の関係機関において人的な資質に差がある。
14. 家族の個性の尊重と虐待の矛盾	親の養育能力に制限がある場合は、虐待対応でなくてもよい。養育の最低基準やネグレクトの判断は人の価値観によってちがいが、親の個別性をどう尊重するかは難しい。
15. 虐待の定義の曖昧さ	虐待の定義が人によってさまざまである。法律上も親の懲戒権との間で矛盾がある。

D. 参考文献

安梅勅江(2001). 『ヒューマンサービスにおけるグループインタビュー法:科学的根拠に基づく質的研究法の展開』. 医歯薬出版株式会社.

Flick, U. (2002). 『質的研究入門:人間の科学のための方法論(小田博志、山本則子、春日常、宮地尚子訳). 春秋社. (Original work published in 1995).

Goldstein, J., Freud, A., & Solnit, A.J. (1973) Beyond the Best Interests of the Child. New York: Free Press.

Schurman, J.R., Rzepnicki, T.L. & Littell, J.H. (1994). Putting Families First. New York: Aldine De

Gruyter.

呉裁喜(2003). 「質的調査法」. 『ソーシャルワーカーのための社会福祉調査法』平山尚、武田丈、藤井美和、李政元(共著). (pp168-202). ミネルヴァ書房.

梅澤伸嘉:実践グループインタビュー入門:ダイヤモンド社、1993.

Vaughn S., Shumm, J.S. & Sinagub, J.M. (1999). 『グループインタビューの技法』(井下理監訳、田部井潤、柴原宜幸訳). 慶應義塾大学出版会. (Original work published in 1996).

Goldstein, J., Freud, A., & Solnit, A.J. (1973) Beyond the Best Interests of the